

令和7年度

食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり事業費補助金の募集 (選ばれる商品づくり事業・持続可能社会に向けた商品づくり事業)

県では、食産業の振興を図るため、県内の食料品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品開発や産業廃棄物等の削減に資する商品開発に要する経費について、その一部を補助します。

1 対象となる事業者

県内に事業所を有する食料品製造業者等

(参入を予定している者や食料品製造業者に製造を委託する者を含む)

2 対象事業の要件

次の(1)から(3)全てを満たす商品開発事業であること

(1)「選ばれる商品づくり事業」の場合は①、「持続可能社会に向けた商品づくり事業」の場合は②に該当すること

①選ばれる商品づくり事業	地域の食材等(注1)を活用した開発(注2)とすること
②持続可能社会に向けた商品づくり事業	地域の食材等を活用した、産業廃棄物等の削減に資する(注3)開発とすること

※注1:「地域の食材等」とは、「**県内で産出された農林水産物**」や「**県内で産出された農林水産物を原料とした加工品**」、そのほか県の食産業の振興を図るものとして知事が適当と認めたもの

※注2:「開発」とは、パッケージや包装資材のみの変更、既存商品の冷凍化のみ等といった簡易な改良ではなく、**商品の中身に係る新規開発、改良を伴う取組**

※注3:【産業廃棄物等の削減に資する商品開発の例】

商品の中身に係る新規開発、改良に伴う取組に併せて行う、以下の取組を指す

包装資材の改良や冷凍商品化等を行い、消費期限を延ばし販売期間を延長させることで、在庫廃棄に伴う廃プラスチック類等の産業廃棄物の削減につながる商品開発 など
既存商品の包装資材等を改良(資材の種類・使用量の変更等)することにより、廃プラスチック類等の産業廃棄物の削減につながる商品開発 など
食品製造の過程で発生し廃棄される端材、規格外や傷み等により出荷できず廃棄される農林水産物、生産過程の間引き作業や出荷調製作業で取り除かれ廃棄される農林水産物等を活用し、農林水産物の食品ロスの削減につながる商品開発 など

(2) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。

(3) 当事業で開発・改良される商品は、原則として県内で製造されること。

※一般消費者に直接提供販売するような飲食店メニューや弁当、総菜等は本事業の対象外です。

3 事業実施期間

補助金交付決定日から令和8年2月25日（水）まで

4 補助対象経費の内容（詳細は要綱及びホームページを御確認願います。）

マーケティング調査をしながら商品開発を行うために必要な経費が対象となります。

※商品が完成し、一般販売後に係る経費は補助対象外です。

（補助対象経費）

経費項目	具体的な内容
謝金	外部専門家への謝金 等
旅費	マーケティング活動及び商品づくりに要する交通費 等 ※上限は、補助対象経費総額の4分の1まで また、飛行機利用時は、運賃、旅客施設使用料、燃料サーチャージ、航空保険特別料金に該当する費用のみを補助対象とし、海外での移動費は補助対象外
研究開発費	原材料費、分析費、機械リース料 等
調査研究費	サンプル作成費、マーケティング委託費 等
庁費	事業実施に直接必要な会場費、商談会参加費 等

5 募集期間

令和7年6月11日（水）～令和7年6月30日（月）午後5時 必着

※令和7年7月2日（水）までに受付完了の連絡がない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

6 補助率及び補助限度額

（1）補助率 補助対象経費の2分の1以内

（2）補助限度額 選ばれる商品づくり事業：1,500千円

持続可能社会に向けた商品づくり事業：3,000千円

※選ばれる商品づくり事業の補助上限額は、食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり事業費補助金交付要綱上は1,500千円ですが、予算の残額内での二次募集であるため、1,290千円を限度とした交付決定になります。

7 応募に必要な書類

県ホームページに掲載の下記様式に必要事項を記入の上、6/30（月）午後5時までに提出

補助事業計画書	別記様式第1号－別紙1
事業費積算明細書	別記様式第1号－別紙2
事業スケジュール	別記様式第1号－別紙3
商品販売計画	別記様式第1号－別紙4
産業廃棄物等の削減計画	別記様式第1号－別紙5 ※持続可能社会に向けた商品づくり事業のみ

県HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/yorokobareru.html>

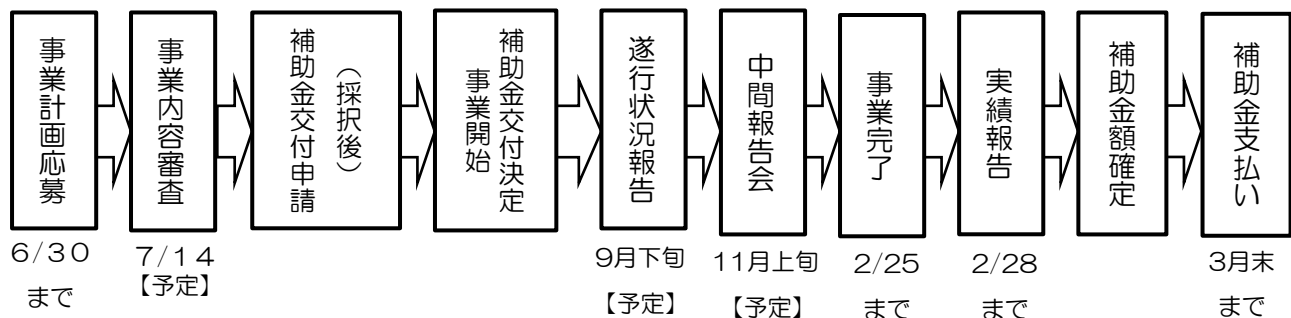
※提出された書類は返却しませんので、必ず控え（写し）をお取りください。

※今年度より、当課事業を活用いただく事業者様等の皆様に対し、別添チラシ「自己診断カルテについて」のとおり、自己診断カルテの作成、提出をお願いすることとしましたので、申請時に併せて提出をお願いいたします。

8 審査会について

令和7年7月14日（月）に県庁で開催予定の審査会にて、提出いただいた事業内容等を審査員に説明いただきます。審査会日時は県から指定しますので、日程の確保をお願いします。採択結果は、県から書面にて通知します。

9 補助金交付までの流れ



10 提出・お問合せ先

宮城県 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班

電 話 : 022-211-2812

メール : s-business@pref.miyagi.lg.jp

